

## 経営情報学会 代議員選出規程

### [総則]

- 第1条 本規程は、定款第6条第2項第3項に定める代議員の選任について定める。
- 第2条 この規程に定めのない事項については、代議員選出管理委員会の決定による。
- 第3条 理事会は、原則として毎年11月に、次年度改選される代議員の選出のために正会員5名以上をもって代議員選出管理委員会を組織する。
- 第4条 代議員の選出は、原則として毎年2月に行う。

### [代議員候補者の選出]

- 第5条 代議員候補者は、理事会から推薦された正会員2名までと、入会后3年以上を経過し、当該年度までの会費を納付している正会員から無作為抽出によって選出された50名とする。
- 2 ただし、無作為抽出の対象からは、役員、代議員、役員選挙の年にあっては役員候補者は除く。
- 3 候補者には候補者となることの通知を行い、了承を得る。
- 4 了承の得られない候補者のあった場合、本条に規定する基準で補充する。
- 第6条 代議員の選出は、第5条で選出された候補者の不信任投票によって行う。

### [投票]

- 第7条 代議員候補者の名前を列举するときには五十音別に配列記載する。
- 第8条 正会員は1回の代議員選出に際し1回の投票権利を有する。
- 第9条 投票は、無記名とする。
- 第10条 正会員は、指定する期日までに投票を行なう。
- 第11条 代議員選出管理委員会は、前条による投票結果を開票・整理・保管する。

### [無効投票]

- 第12条 次の各号のいずれかに該当する投票は無効とする。
- (1) 正規の手段によらない投票。
- (2) 指定の期日を越えて到着した投票。
- (3) 記入の確認が困難なもの。
- 第13条 投票に疑義のあるものについては、代議員選出管理委員会が判定する。

### [選出]

- 第14条 不信任の票数が有効投票数の半数以下のものを代議員に選出されたものとする。

### [会員への報告]

- 第15条 代議員選出管理委員会は、開票結果を速やかに会員に報告しなければならない。

### [規程の変更]

- 第16条 本規程の改廃は理事会及び社員総会の議を経る。

[附則]

第 17 条 当法人設立後初回の代議員選出は、設立時社員による社員総会を開催し、従来の任意団体経営情報学会において選出された代議員予定者を代議員として承認することをもってそれに代える。

2 この規程は平成26年5月31日に改定し、同日より施行する。

3 この規程は平成28年6月4日に改定し、同日より施行する。